第七章に次の三節を加える。

第四節　証券化エクスポージャーに係る特例

（標準的手法を採用している商工組合中央金庫における証券化エクスポージャーの個別リスク）

第二百八十五条の二　前三節の規定にかかわらず、標準的手法を採用している商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6－1	一・六	三・二
6－2	四	八
6－3	八	十八
6－4	二十八	五十二
6－5	自己資本控除	

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
7－1	一・六	三・二
7－2	四	八
7－3	八	十八
7－4	自己資本控除	

（内部格付手法を採用している商工組合中央金庫における証券化エクスポージャーの個別リスク）

第二百八十五条の三　前三節の規定にかかわらず、内部格付手法を採用している商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合			再証券化エクスポージャーの場合	
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）
8－1	○・五六	○・九六	一・六○	一・六○	二・四○
8－2	○・六四	一・二○	二・○○	二・○○	三・二○
8－3	○・八○	一・四四	二・八○	二・八○	四・○○
8－4	○・九六	一・六○		三・二○	五・二○
8－5	一・六○	二・八○		四・八○	八・○○
8－6	二・八○	四・○○		八・○○	十二・○○
8－7	四・八○	六・○○		十二・○○	十八・○○
8－8	八・○○			十六・○○	二十八・○○
8－9	二十・○○			二十四・○○	四十・○○
8－10	三十四・○○			四十・○○	五十二・○○
8－11	五十二・○○			六十・○○	六十八・○○
8－12	自己資本控除				

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合			再証券化エクスポージャーの場合	
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）
7－1	○・五六	○・九六	一・六○	一・六○	二・四○
7－2	○・九六	一・六○	二・八○	三・二○	五・二○
7－3	四・八○	六・○○		十二・○○	十八・○○
7－4	自己資本控除				

（無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等）

第二百八十五条の四　第二百三十二条第二項から第六項まで及び第二百六十四条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百三十二条第二項中「前項」とあるのは「第二百八十五条の二及び第二百八十五条の三」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百八十五条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十五条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。